平成２２年（フ）第１２０８号
仙台市泉区七北田字東裏32番地の２　セフィラヒルズ101
債務者　菅原　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４３号
仙台市太白区人来田２丁目25番２号
債務者　中川　重市
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９８号
宮城県塩竈市清水沢２丁目20番27号
債務者　最上　美希
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４００号
宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内８番地
債務者　万石　直美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３５号
仙台市若林区六丁の目中町１番70―402号
債務者　斎藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８５号
宮城県塩竈市新富町15番17―503号　ペル・西塩釜
債務者　相澤栄美子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
宮城県石巻市北村字踏返一38番地
債務者　東山　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
福島市宮代字上川原36番地の１　市住101
債務者　石川　英子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６７号
福島県二本松市郭内２丁目275番地
債務者　小鍛治ひろ子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２７５号
福島市小倉寺字稲荷山24番地の２　エッセンシャル小倉寺201号室
債務者　鈴木　重行
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
福島県相馬市中村字川沼126番地
債務者　岡本　篤志
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第６４号
福島県南相馬市原町区大町１丁目63番地マルセコーポ１号室
債務者　但野ユリ子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５５３号
茨城県水戸市元吉田町2512番地の７
債務者　畑田千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７６号
茨城県小美玉市江戸132番地　メゾンエトワール２―２―２、旧住所茨城県鉾田市上沢19番地15
債務者　川名　洋平
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７８号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅800棟２Ｆ１号
債務者　深作　一美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８２号
茨城県水戸市千波町1666番地の３　サンハイツ千波102号、旧住所茨城県水戸市見川町2563番地の134
債務者　吉成　文松
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目15番40号エターナルハウスＴＴⅡ202
債務者　高橋　裕三
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０４号
茨城県水戸市酒門町2949番地の２　ヒルズフォーリストＡ棟101号、旧住所茨城県日立市滑川本町２丁目14番２―６号
債務者　小林　絵里
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　水戸地方裁判所